

山口県報

平成22年
4月6日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
救急病院等の認定 (地域医療推進室)……………三
土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)……………三
土地収用法の規定に基づく事業の認定 (監理課)……………三
道路の区域の変更 (道路整備課)……………四
河川区域の変更による廃川敷地等 (河川課)……………四
公告
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………四
教委告示
山口県指定無形文化財の保持者の認定の解除……………五
教委公告
山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の指定……………五

山口県告示第百六十一号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年四月六日から同年四月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の

縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 田辺三菱製薬工場株式会社
住 所 大阪市中央区平野町二丁目六番九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場
所 在 地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 間 隔
四七―八	五六 ($m^3/日$)	平成二二、 四、二七	平成二二、 五、二八	平成二二、 六、一	断 続 一〇時間 変 動 な し
四七―ホ	一五〇 ($Nm^3/分$)	"	"	"	二 時 間 "

備考 「四七―八」及び「四七―ホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 1 排水口	排水口		排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	
七・五	通常	通常	通常	通常	一三、六二〇
八	最大	最大	最大	最大	一四、四〇〇

山口県告示第百六十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

平成二十二年四月六日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	認定が効力を有する期限
救急病院及び救急診療所		
独立行政法人国立病院機構 岩国市黒磯町二丁目五番一号		平成二五、三、三一
岩国医療センター		
平生クリニックスセンター	熊毛郡平生町大字平生町五六九	" "
	の一一	" "

山口県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年四月六日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称	認可年月日
下関市豊浦町土地改良区	平成二二、三、二六

山口県告示第百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十二年四月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 起業者の名称
上関町
- 二 事業の種類
上関町郷土史学習館駐車場整備事業
- 三 起業地
収用の部分
熊毛郡上関町大字室津字築出町地内
- (一) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
 - (一) 法第二十条第一号関係
上関町郷土史学習館駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条に掲げる施設に関するものである。
 - (二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である上関町は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
 - (三) 法第二十条第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を整備して重要文化財四階楼に併設された上関町郷土史学習館の利用者の利便性を確保することにより、これらの施設の有効活用を図ることである。
イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、本件施設の規模及び使用形態等から、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いことを条件として、本件施設の隣接地に選定されている。
 エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、駐車場を整備して重要文化財四階楼に併設された上関町郷土史学習館の利用者の利便性を確保することによりこれらの施設の有効利用を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
 上関町教育委員会

山口県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 山口宇部線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山口市小郡上郷字松坂二一八二第一 地先から 同市小郡上郷字光が丘二五六〇の五 〇六地先まで	新	最狭 二九・三八	六八・三	
	旧	最狭 九・八八	六八・三	

山口県告示第百六十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

山口県知事 二井 関成

一 河川の名称

厚東川水系桂坂川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十二年四月六日

三 廃川敷地等の位置

美祢市美東町大田字三方五〇四番九

〃 〃 〃 五〇四番六

〃 〃 〃 五〇四番五

〃 〃 〃 五〇四番七

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 七二一・四六平方メートル



(九七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年四月六日

山口県知事 二井 関成

一 工区に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字波野字由免（第二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字波野二一六一番地の一一

有限会社サンエイ



山口県教育委員会告示第三号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第二十七条第七項の規定により、次の山口県指定無形文化財の保持者の認定は、解除された。

平成二十二年四月六日

山口県教育委員会

萩 焼	山口県指定無形文化財の名称	山口県指定無形文化財の保持者	
	氏名	坂田 泥華	死亡年月日
	雅号	泥珠	
	認定告示	昭和四十七年山口県教育委員会告示第五号	平成二十二年一月二十四日

公告

山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の指定

山口県体育施設条例（昭和四十年山口県条例第十二号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、山口県スポーツ交流村に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十二年四月六日

山口県教育委員会

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に関すること（学校体育関係職員の研修に関するものを除く。）。
 - (二) 条例第三条第三号に掲げる業務に関すること（教育委員会が定めるものに限る。）。
 - (三) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (四) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の使用時間を変更すること。

- (五) 条例第六条の許可をすること。
- (六) 条例第八条の規定により、使用者に対し必要な指示をすること。
- (七) 条例第九条の規定により、体育施設を他に使用させることを承認すること。
- (八) 条例第十一条の規定により、使用者の許可を取り消すこと。
- (九) 施設及び設備の維持管理に関すること。

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

平成二十二年四月六日印刷

発行所

山口県知事